

第 13 号様式（第 31 条関係）

大磯町監査公表第 1 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定より、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 10 日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 奥津 勝子

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査

2. 監査の対象部課等  
農業委員会事務局

3. 監査の範囲及び事務  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までに執行された平成 29 年度の財務に関する事務及び事務の執行

4. 監査の実施期間  
平成 30 年 3 月 27 日から平成 30 年 4 月 23 日まで

5. 監査の方法及び監査項目  
平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。  
なお、監査に際しては、監査対象部署である農業委員会事務局より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要  
農業委員会の運営に関する事務、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に関する事務、農政、農地に関する事項に係る事務等を行っている。

7. 監査の結果  
平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

農業委員会等に関する法律の改正により、体制等様々な変化が生じると思うが、遺漏のないよう業務を推進されたい。